鹿屋市

貨物運送事業者燃料価格高騰対策事業支援金

鹿屋市内の貨物運送事業者に対して、事業継続に向けた支援金を交付します。

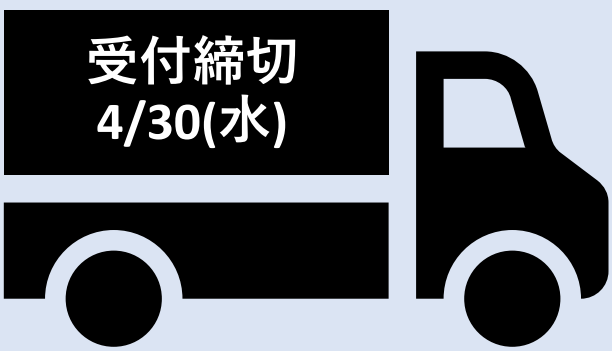

支　援　額	**一般貨物自動車運送事業　１台あたり１万円** **貨物軽自動車運送事業　１台あたり６千円**
対象車両	令和７年3月１日時点において、鹿屋市内の営業所で所有又は使用している貨物自動車（被けん引車、霊柩車、一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー等車両を除く。）
申請期間	令和７年３月３日（月）から令和７年4月30日(水)17:00まで **※必着**
対　象　者	○一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営んでいる個人又は法人 ○市内に営業所を有していること。 ○国が所管する法人でないこと。 ○申請日時点で事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思があること。 ○市税の滞納がないこと。　など
提出書類（詳細は裏面を参照）	○申請書兼請求書（第１号様式） ○誓約書（第２号様式） ○鹿屋市貨物運送事業者燃料価格高騰対策事業支援金申請に係る九州運輸局鹿児島運輸支局の証明 ○事業を営んでいることが確認できる書類 ○預金通帳の写し ○身分証明書の写し（個人事業主に限る。）
提出方法	郵送（窓口提出も可） ※可能な限り郵送に御協力ください。

【お問合せ・申請先】鹿屋市 農林商工部 商工振興課
〒893-8501　鹿屋市共栄町20番１号
☎0994-31-1164

提出書類

区　分		書　類　名　な　ど
1	申請書兼請求書	申請書兼請求書（第１号様式）
2	誓約書	誓約書（第２号様式）
3	貨物自動車の台数（令和７年３月１日時点）が確認できる書類	鹿屋市貨物運送事業者燃料価格高騰対策事業支援金申請に係る 九州運輸局鹿児島運輸支局の証明
	貨物自動車運送事業法に基づく許可等を確認できる書類	
	営業所が市内に所在していることが確認できる書類	
4	事業を営んでいることが確認できる書類	【法人】 ○直近の法人税の確定申告書　別表一の控えの写し（原則、税務署の受付や電子申請の受信通知等があるもの）
		【個人事業主】 ○直近の確定申告書第１表　又は市民税・県民税申告書の写し（原則、税務署又は市の受付、電子申請の受信通知等があるもの）
5	預金通帳の写し	○支援金の振込口座（申請者本人名義の口座に限る。）の預金通帳等に係る金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が記載されている部分の写し
6	身分証明書の写し	【個人事業主のみ】 ○運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
7	市税等の滞納がないことが確認できる書類	【鹿屋市外に住民登録がある個人事業者のみ】 ○当該市区町村が発行する市区町村民税の滞納がないことが確認できる書類（滞納のない証明書等）

※令和７年３月３日から31日までの申請受付分については、書類審査等の事務処理の関係上、４月以降の振込となります。
なお、４月以降の申請受付分については、書類審査、交付確定通知送付後、順次振込を行っていきます。